

## 第7章 普及指導事業

### 1 普及事業の移り変わり

#### (1) 国の方針

水産業改良普及事業は、昭和28年(1953年)の国の事業発足以来、本県においても実施されてきたが、その後の水産業の情勢の変化、水産基本法の制定、水産基本計画の策定などの経緯を踏まえ、平成17年(2005年)からその推進体制が改められることとなり、水産業改良普及事業の実施方針として定められていた水産業改良普及事業推進要綱(昭和40年4月21日付け40水調第181号)及び水産業改良普及事業実施要領(昭和58年10月26日付け58水研第1151号)が廃止され、水産業改良普及事業推進要綱及び水産業普及指導員資格試験実施要領(平成17年3月16日付け16水推第1023号農林水産事務次官依命通知)が定められた。

同要綱では、水産業改良普及事業は沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び沿岸漁業の技術の改良を図るため、沿岸漁業等の従事者に技術及び知識の普及教育を行い、自主的活動を促進し、もって沿岸漁業等の合理的発展を期することを目的とした。また、普及事業の推進にあたっては、経営の近代化に重点を置き、沿岸漁業等の従事者が科学的知識や技術に基づき地域の特性に適應した合理的経営を行うよう自主的努力の助長を図るものとした。さらに水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動に努めつつも、地域の特性や県の自主性に基づく弾力的事業運営を前提として普及事業を展開することとしている。

平成24年(2012年)には、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用の一部改正(平成24年4月6日付け23水港第2902号)により、水産業革新支援専門員の設置及び水産物の生産から消費に至る取り組みの展開として漁港・漁村の6次産業化の推進が明記された。

#### (2) 県の普及事業実施方針

本県は、国の水産業改良普及事業推進要綱及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領に基づ

き、また、本県沿岸漁業の特性や食と緑の基本計画、近年の漁業情勢などを踏まえ、水産業改良普及組織及び推進体制の整備を図るとともに、関係機関と連携して漁業の担い手の確保及び先端技術の高位平準化等を効率的かつ重点的に推進し、漁家経営の健全化・合理化を助長することを目的として、平成17年4月に愛知県水産業改良普及事業実施方針を定めた。この実施方針は、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用の一部改正(平成24年4月6日付け23水港第2902号)に伴い平成24年4月に変更された。その概要は「2 愛知県水産業改良普及事業実施方針の概要」で示す。

#### (3) 県の普及指導員設置状況

水産業改良普及職員は、専門事項についての調査研究や水産業改良普及員の活動支援を行う水産業専門技術員と、漁業者に直接接し技術及び知識の普及指導を行う水産業改良普及員が設置されていたが、平成17年(2005年)の推進体制の改正により、水産業普及指導員に一元化された。

平成16年(2004年)までは、水産業改良普及職員のうち改良普及員資格試験は県が、専門技術員資格試験は国が実施していたが、平成17年(2005年)から始まった水産業普及指導員資格試験は、国が統一して実施することとなった。

経過措置として、水産業専門技術員試験に合格している者は水産業普及指導員資格試験に合格した者と、また、水産業改良普及員資格試験に合格している者は平成20年3月までは水産業普及指導員資格試験に合格した者とみなすこととされた(水産業改良普及事業実施要領10普及指導員等に対する経過措置)。

近年の水産試験場における水産業普及指導員(改良普及職員)の設置状況は、下記に示すとおりとなっている。

- ① 昭和60年度から平成8年度まで  
専門技術員 4名

- ② 平成9年度から16年度まで  
 専門技術員 3名
- ③ 平成17年度  
 普及指導員 3名

- ④ 平成18年度以降  
 普及指導員 1名

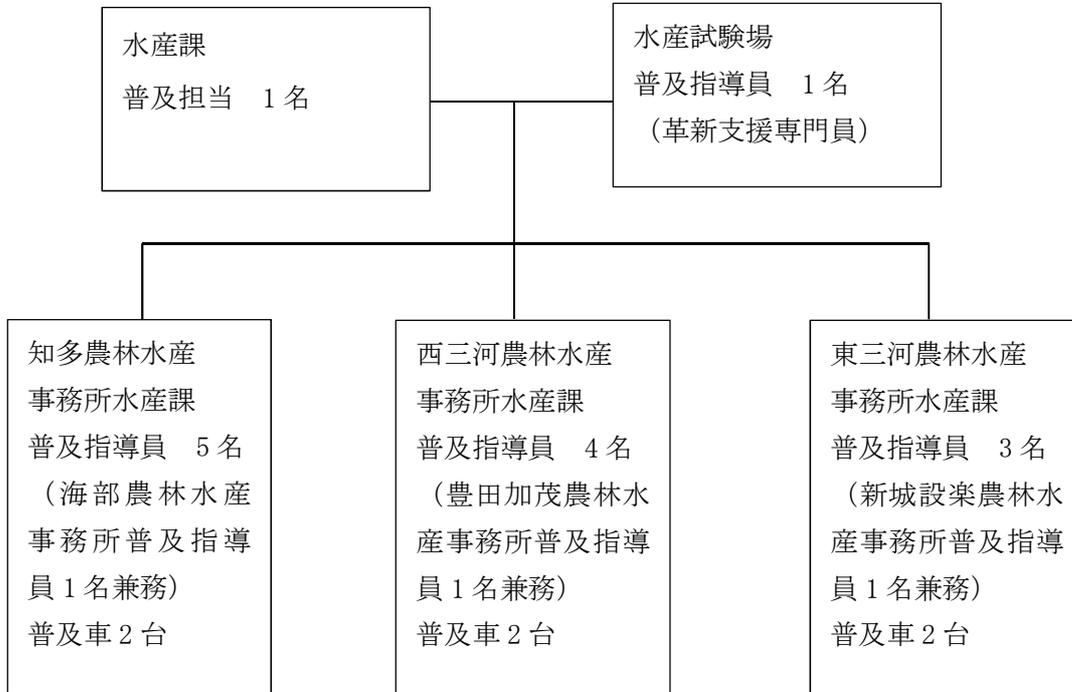


図 I-7-1 普及指導員の設置概要図

## 2 愛知県水産業改良普及事業実施方針の概要

### (1) 普及指導体制の整備に関する基本的事項

#### ア 組織体制の整備方針

水産業は、多様化、高度化の方向にあるものの、地域の実情に即した振興を図る必要がある。このため、普及活動はより高度で濃密な指導が要求され、地域の特性に応じた諸課題を総合的に解決する必要があることから、沿岸域を網羅できる体制の維持に努める。

#### イ 水産業普及指導員

漁家ニーズの多様化、高度化、専門化に対応できる改良普及事業の展開を図るため、平成17年に水産業専門技術員と水産業改良普及員が水産業普及指導員に一元化された。

#### ウ 革新支援専門員

平成24年(2012年)には、研究機関・教育機

関・行政機関との連携や企画調整、普及指導のための総合的な企画調整、先進的な漁業者の求める高度かつ専門的な相談・支援等の業務を行うことを目的とした革新支援専門員が設置され、水産試験場に配置された普及指導員がその任を務めることとなった。

### (2) 普及活動の効率化に関する基本的事項

#### ア 普及活動の重点化、効率化

- 普及活動の主対象を中核的漁家、研究グループ、漁協青年部等の集団とし、計画的・効率的に集団指導する。
- 水産振興施策推進のため、市町等関係団体と密接な連携を保ち、計画立案に参加して地域の振興意欲を反映させるとともに、これに対応した漁業者の組織化を図り、効率的普及活動を推進する。

- ・重点課題は、地域の特性、漁業者の自主的活動、関係機関の意見等を踏まえ、重要度、緊急度の高いものから課題を設定する。

#### イ 普及指導員の普及活動方法

普及活動は、研究意欲を促し、自主的問題解決を援助し、漁業技術及び経営能力の向上による自立経営型漁家の育成を基調とする。

- ・技術と経営に関する普及活動は、他の普及指導員や研究機関との連携を図りつつ、漁業者を直接又は現地調査等を通じて指導する。
- ・情報資料の充実に努め、地域に応じた整理を行う。
- ・普及、行政、研究機関との連絡調整等により、普及事業の効率的推進を図る。
- ・巡回指導は、普及活動計画に基づいて行い地域の動向把握に努めるとともに、発生する課題に対しては、重点課題を設定して積極的に解決に当たる。また、他地域に及ぶ課題や複合的課題は、他の普及指導員、研究機関、男女共同参画等指導職員との連携により対応する。
- ・新技術等の導入は、漁家の要望や将来展望を見極め、研究機関の協力を得て実施する。
- ・中核漁家や研究グループの組織強化、後継者グループの育成を図る。

#### ウ 普及活動のための情報活動

- ・漁業技術、水産物需要動向等の情報資料は、積極的に収集する。最先端技術や試験研究成果等の収集整理は、水産試験場が統括して行う。また、要請に応じて迅速な情報交換を行う。
- ・研究機関と普及組織の連携により、現地の諸課題を試験研究課題へ反映させるとともに、研究成果の迅速な普及を図る。

### (3) 普及指導員の資質向上に関する基本的事項

#### ア 普及指導員の研修の充実

- ・国が計画する各種研修に積極的に参加するとともに、水産試験場、(独)水産総合研究センター、大学との連携により、専門技術の習得を図る。
- ・普及指導員の研修体系は、新任者研修、専門研

修、職場研修を基本とし、計画的に実施する。

#### イ 普及指導員の育成確保

職務年数等に応じて水産業普及指導員資格を取得させ有資格者の確保に努めるとともに、行政機関と研究機関の人事交流を適宜実施する。

### (4) その他普及事業の運営に関する基本的事項

#### ア 水産行政施策との連携

- ・共同利用施設等の整備、漁場整備、栽培漁業及び資源管理型漁業等漁業振興施策の計画立案に参画するとともに、事後においても効果的利用と事業効果の増大を図られるよう指導する。また、漁業金融制度の活用について指導助言する。特に沿岸漁業改善資金については、運営協議会の構成員として助言し、漁業者への情報提供や借受者への指導を行う。
- ・普及指導員が出先機関に配置されていることを踏まえ、振興事業担当者に対する情報提供を行うとともに、必要に応じて相互協力して問題解決に当たる。

#### イ 農業改良普及組織等との連携

普及活動の計画立案及び実施にあたり、水産業改良普及組織、農業改良普及組織、林業改良普及組織が連携し効率的な活動を推進するとともに、情報交換等によりそれぞれの機能を効果的に発揮させる。

## 3 普及活動と実績

普及活動は、水産業普及指導員と漁業者との信頼関係を基本に、現地において直接漁業者に接して漁業技術・知識等の普及活動を行い、また、現地調査等の課程を通じて、自主的に漁業経営に取り組む漁業者を育成し、漁家経営の健全化・合理化を助長することを目的として実施している。

### (1) 沿岸漁業新規就業者育成支援事業

漁業の担い手の確保対策のため、担い手問題の総合的な検討及び漁業教育の促進を図ることを目的として実施している。

#### ア 漁業就業者確保育成センター

漁業の求人・求職の情報収集及び就業相談のた

め水産試験場に漁業就業者確保促進センターを設置している。

#### イ 少年水産教室

主に中学生に対し、水産に関する知識、技術の集団指導を行っている。



図 I-7-2 少年水産教室でロープ結びを教える漁業士

#### ウ 漁業体験研修（平成 21～23 年度）

漁業経験のない就業希望者に対して、愛知県内で操業されている漁業の作業現場を体験してもらい県内での漁業就業の意欲を高めた。

#### エ 新規就業者研修（平成 21～23 年度）

就業年数が短い漁業者を対象に、漁業を安定的に継続していくために参考となる基礎知識を修得することを目的として実施した。



図 I-7-3 救命措置について学ぶ新規就業者  
オ 新規漁業就業者実態調査及び意識調査

新規漁業就業者に対してアンケート調査を行い、漁業就業促進の誘導方向を検討するための資料としている。

#### (2) 沿岸漁業担い手活動支援事業

自らの創意工夫により、産業として自立した魅

力ある漁業経営の確立を目指す若い意欲ある人材を育成するため、漁業の担い手である青年漁業者に対し、組織的な学習、交流活動等を実施する。

#### ア 漁業士養成・認定事業

漁村青壮年の意欲を喚起し、自主的活動を助長するため、昭和 61 年度から、将来の地域漁業の中核的漁業者となる青年部員等の優れたリーダーを「青年漁業士」、現に優れた漁業経営を行い漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導漁業士」として認定している。

青年漁業士は満 45 歳、指導漁業士は満 65 歳になった年度で当該資格が消滅することになるが、地域において指導的役割をはたしている青年漁業士は、改めて指導漁業士として認定する措置をとっている。

平成 25 年度は青年漁業士 1 名、指導漁業士 2 名が認定され、県全体では青年漁業士 22 名、指導漁業士 46 名、合計 68 名となっている。

先進的漁業者としての資質向上と指導活動の推進のため、関東東海ブロックの各県が持ち回りで開催する漁業士ブロック研修及び全国の漁業士が集合する全国漁業士連絡会議に参加している。

また、漁業士の自主的活動として、平成 2 年 3 月に愛知県漁業士協議会が組織され、総会、研修会、地区別集会、他県漁業士との交流会、本県産水産物を PR するライトアップ事業などが積極的に取り組まれている。



図 I-7-4 平成 25 年度認定漁業士 3 名と中野農水産部長（前列右から 2 人目）

#### イ 学習報告会

#### (7) 青年漁業者交換大会

研究成果の普及や漁業者の活動意欲を高めるため、研究活動報告等を内容とする青年漁業者交換大会を開催している。

平成 17 年度までは「愛知の水産研究発表大会」として開催してきたが、平成 18 年度から、発表者と参加者の間で自由な意見交換が行える形に改め、名称を「愛知の水産研究活動報告会」と衣替えた。



図 I-7-5 活動報告会の開会式

#### (イ) 藻類貝類養殖技術修練会

ノリ及びアサリ漁業者を対象とし、県内外の研究者を講師として、養殖技術水準の向上、経営改善、流通、資源管理などをテーマとした集団学習を行っている。



図 I-7-6 講師陣との総合討論

#### (ウ) グループリーダー研修（～平成 17 年度）

漁村青壮年グループを対象とし、専門家を招き、知識・技術の向上を図るための研修を実施した。

#### (エ) 担い手基礎講座（平成 14～18 年度）

漁業就業後の経験年数が浅く、研究意欲が高い

青年漁業者を対象とし、技術・技能の高度化を図るための講座を実施した。

#### ウ 技術改良試験（～平成 14 年度）

漁業技術及び漁業経営の高度化に資するため、現地への適応の確認試験を実施していた。

平成 18 年度からは、農林水産事務所にて実施している。

#### エ 都市・漁村青年交流促進事業（平成 6～19 年度）

漁村部青年と都市部青年の相互理解を深め、広範な知識の向上を図るため、漁村の青年グループと都市部の青年グループ等の交流を促進することを目的に実施してきた。

漁村の青年グループが都市部の青年グループを訪問あるいは漁村に招き、地元で獲れた新鮮な魚介類を使って、魚介類の捌き方や調理方法を指導して地産地消や魚食普及を図るとともに意見交換などにより交流を行った。

平成 20 年度以降、本事業は愛知県漁業士協議会が事業主体となり都市部を訪問する形で継続実施されている。



図 I-7-7 平成 25 年度都市・漁村交流事業（愛知学泉短大）

#### (3) のり養殖業経営改善対策

のり養殖は、需要の頭打ちや流通構造の変化に伴う価格の低迷、設備投資や償却費の増大などにより収益性が低下し、経営体数と生産量の減少が続いており、その対策が必要となっている。

#### ア のり養殖経営改善対策事業（平成 8～18 年度）

本県のり養殖漁場の漁場特性を活かしつつ、地域の経営課題を解決しうる経営組織への再編を誘導するため、平成 8 年度からのり養殖経営改善対策事業を知多東浜地区を対象として開始し、平成 10 年度からは範囲を広げ、西三河地区も対象として、先進地調査、各地区における漁場特性や経営形態の分析、のり養殖経営の課題整理などを行った。

その結果、平成 15 年度に大井漁協において協業経営体が 1 経営体立ち上がった。

#### イ のり養殖経営改善特別対策事業（平成 13～17 年度）

中部国際空港建設により経営体や生産量の大幅に減少した知多北部地区を対象に経営実態や漁場環境等の調査を行い、新しいのり養殖システムや養殖経営改善のための経営高度化モデルを作成して協業・共同化を推進するため、平成 13 年度からのり養殖経営改善特別対策事業を実施した。

野間地区と鬼崎地区を対象に経営実態や漁場環境等の調査を行って改善計画をまとめ、協業・共同化に向けて指導を行った。

#### ウ のり養殖業競争力強化対策事業（平成 19～20 年度）

国際競争力を持ったのり養殖経営体育成を目的として、国が平成 18 年度から開始した「ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業」に対応するため、漁協や漁連が行う協業化や漁場行使の適正化などを内容とするのり養殖業構造改革計画の策定を支援した。また、温暖化によるノリへの影響に対応するための技術開発も行った。

#### エ のり養殖強化対策事業（平成 20～25 年度）

のり養殖業は、他漁業種類に比べて経営体数の減少割合が大きく、その原因として温暖化によるのり養殖漁期の短縮化及び生産コストの上昇による経営の不安定化があげられる。そこで、温暖化に対応可能な技術の開発を栽培漁業グループと共同で行うとともに、のり養殖業構造改革計画の策定支援を行った。

#### (4) その他の普及関連事業

##### ア のり養殖指導

のり養殖情報の作成、地区ののり養殖安定対策会議における張り込み適正日予測、のり研究会への指導等を実施している。

##### イ 栽培漁業指導

放流種苗の歩留まり向上と質の高い放流種苗を確保するための指導を行っている。また、効果的な栽培漁業を推進するため、栽培漁業グループ、地区の普及指導員と協力して放流後の効果調査を実施している。

## 第8章 企画事業

### 1 愛知県農林水産業の試験研究基本計画 (試験研究推進構想)

#### (1) 第5次試験研究推進構想 (1991~2000)

試験研究推進構想は、農林水産業の試験研究を効率的に推進するため、技術的問題点を整理し、それらに対する試験研究の方向を示すため作成されたものである。推進構想の目標年限は10年後とし、5年ごとに見直している。

第5次試験研究推進構想は、平成2年11月に策定されたものである。水産業部門においては、「漁業生産維持向上」、「経営の安定」を目標とし、以下4つの技術開発項目を掲げ、試験研究を推進した。

- ①資源管理技術
- ②養殖生産技術
- ③経営安定化技術
- ④漁場環境保全技術

#### (2) 第6次試験研究推進構想 (1996~2005)

平成7年12月に策定されたこの構想では、水産業部門における試験研究の推進方向を「経済性の高い魅力ある水産業を実現するために必要な技術を開発します。また、21世紀を展望した総合的視点による水産技術の開発と普及に努めます。」とし、以下4つの技術開発項目を掲げ、試験研究を推進した。

- ①資源培養管理技術
- ②養殖生産技術
- ③経営安定化技術
- ④漁場環境保全・改善技術

#### (3) 第7次試験研究推進構想 (2001~2010)

平成13年1月に策定されたこの構想では、水産部門における試験研究の推進方向を「青く豊かな海の確保と魅力ある水産業を実現するために必要な水産技術の開発と普及に努める。」こととし、以下4つの技術開発項目を掲げ、試験研究を推進

した。

- ①持続的な漁業発展に必要な資源管理技術の確立
- ②安定的な漁業生産に必要な資源増養殖技術の確立
- ③内水面漁業の発展に必要な増養殖管理技術の確立
- ④漁場環境、生態系を保全・改善する技術の確立

#### (4) 試験研究基本計画 (2006~2010年)

平成17年2月に「食と緑の基本計画」が策定され、この基本計画を実現するため、平成18年3月に「愛知県農林水産業の試験研究基本計画」が策定された。この中で「将来にわたり県民に新鮮で安全な水産物を供給するとともに、美しく豊かな漁場環境を確保するため、伊勢・三河湾の漁場環境の回復と次世代への水産資源継承のための取り組みを支援し、地域の特性を活かした独創的・革新的な技術開発を推進するとともに、これら技術の連携により本県水産業の振興と漁業経営の安定化を図る必要がある。」とし、部門横断的な重点目標として以下の4つの項目を策定し、試験研究を推進した。

- ①水産資源を安定的に育成・培養する技術開発
- ②持続的利用が可能な水産資源を評価・管理する技術開発
- ③高品質で安全な養殖生産を支える技術開発
- ④豊かな内湾環境を回復し漁場生産力を高める技術開発

#### (5) 試験研究基本計画2015 (2011~2015)

平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」が策定され、この基本計画を実現するため、同年同月に「愛知県農林水産業の試験研究基本計画2015」が策定された。この中で「将来にわたり県民に良質で安全な水産物を供給するためには、伊勢・三

河湾の漁場環境の回復，水産資源の持続的利用の方策，若者が魅力を感じる漁業経営所得の達成などに向けた，さらなる取り組みの強化が必要である。」とし，重点目標として以下の4つの項目を策定し，現在これら目標の実現に向け，試験研究を推進している。

- ①豊かな漁業資源を育む内湾漁場環境の回復
- ②水産資源の持続的利用による水産物の安定供給
- ③生産技術の革新による競争力ある経営体の育成
- ④ブランド力強化による水産業の展開

## 2 試験研究の理解促進

水産試験場では，毎月の水試ニュースの発行や「研究報告」，「業務報告」等の作成，配布により，試験研究に関する県民の理解促進を図ってきた。さらに，水産業の現状，技術，海及び川や水産業が持つ多面的機能などを直接伝え，水産業の素晴らしさ，食の大切さ，科学技術に対する正しい知識と関心を県民が持てるよう各種事業を実施した。

### (1) 水産試験場研究発表会

平成5年度から毎年2月または3月に，漁業関係者を中心に一般の方を対象とした水産試験場研究発表会を本場にて開催している。毎年様々なテーマのもとに講演や研究発表等を行ない，毎回60～80名前後の参加を得ている。



図 I-8-1 研究発表会の様子

### (2) 水産試験場公開デー

水産試験研究の成果等を広く大人から子供まで多くの方に紹介し，県民の水産業や水産試験研究への関心を喚起するため，平成17年度から毎年1回，本場において，児童の夏休み期間中の土曜日に水産試験場公開デーを開催している。公開デーでは，試験研究の紹介や研究施設の見学のほか，アサリ海水浄化実験，プランクトン検鏡，タッチプールなど生き物を実際に見たり触ったりできるコーナー，金魚すくい，エビせんべい製造実演と試食，愛知県漁連によるノリ即売会といったお楽しみコーナー，海苔すき，チリメンモンスター探しといった参加体験型のコーナーなどを設けて，愛知の魚や水産業，海の環境を楽しく学べるようにしている。年によってばらつきはあるものの，近年は4～500名程度の来場がある。

表 I-8-1 公開デー開催実績

年度	開催日	来場者数(人)
17	8/ 6(土)	201
18	7/29(土)	188
19	7/28(土)	407
20	8/ 2(土)	808
21	8/ 8(土)	1,013
22	8/ 7(土)	538
23	8/ 6(土)	435
24	8/ 4(土)	413
25	7/27(土)	478



図 I-8-2 公開デーの様子

### (3) 「農楽の先生」派遣事業

小中学生に水産試験研究に関する最新技術、水産業のすばらしさや役割、食の大切さなどを実験や実習を交えた講義により伝えることで、海・川や水産業が持つ多面的機能や漁業について理解促進を図るため、平成18年度から22年度まで「農楽の先生」派遣事業として、水産試験場の職員や漁業者等を県内の小中学校に派遣する出前授業を行った。テーマとしては、アサリ、ノリ、トラフグ、愛知の水産物、赤潮、アユ、ウナギ、金魚などを取り上げた。5ヵ年で、延べ87校に派遣し、受講者総数は5,487名であった。

なお、「農楽」とは、農林水産業を楽しく体験することによりその役割や意義を学ぶということから名付けている。

表 I-8-2 「農楽の先生」派遣実績

年度	派遣校数(校)	受講者数(人)
18	15	962
19	23	1,294
20	17	991
21	17	1,156
22	15	1,084
計	87	5,487



図 I-8-3 「農楽の先生」出前授業の様子

11年度から水産試験場の職員による研究評価委員会（内部評価）を開催し、試験研究の一層の充実と活性化を図ってきた。研究評価委員会による評価は、当該年度で事業の終了した最終評価課題と事業期間の中間段階の中間評価課題を4～8課題を選定し実施している。

平成19年度からは、幅広い視点からの試験研究の評価を受けるため、研究評価委員会に外部評価委員2名を加え、客観的な視点から試験研究の進行管理を実施している。

表 I-8-3 外部評価委員（平成19～25年度）

所属・役職	氏名
広島大学・名誉教授	松田 治
愛知県漁連・代表理事常務	和出 隆治

## 3 研究評価委員会

研究目標をより明確化し、その達成度や進捗状況に基づく客観的な一連の評価を行うため、平成

## 第9章 知的財産

水産業の生産性向上と競争力の強化を図るためには、研究成果の知的財産権の確保とその有効利用を図ることが必要である。そのため、新規性の高い技術や品種については「あいち知的財産創造プラン」、「試験研究機関の知的財産戦略推進方針」等に従い、特許の取得や品種登録等、知的財産の確保を積極的に進めている。

### 1 特許

#### (1) 藻場形成方法及び藻場形成用種苗含有粘液

海藻の群落は、アワビなど磯根資源の餌及び魚介類の産卵・生育場となっており、漁業生産に必要な不可欠であるが、近年全国的に藻場が減少する磯焼け現象が起きている。そのため、海藻の遊離胞子体（幼芽）をアルギン酸と砂に混ぜて水中塗布することにより、藻場を再生する手法を開発した。

担当グループ：栽培漁業グループ

出願番号：特願2005-243753

出願日：平成17年8月25日



図 I-9-1 サガラメ種苗の塗布

#### (2) 海藻の食害防止方法

海藻の群落は、アワビなど磯根資源の餌及び魚介類の産卵・生育場となっており、漁業生産に必要な不可欠である。近年、全国的に種々の原因で藻場が減少する磯焼け現象が起きているが、魚が海藻の生長点を食害することによって、海藻の再生や生長が不能になることが原因の一つとなってい

る。そのため、生分解性繊維を用いて、海藻の生長点を魚の食害から防御する方法を開発した。

担当グループ：栽培漁業グループ

共同出願者：産業技術研究所三河繊維技術センター

出願番号：特願2006-70390

出願日：平成18年3月15日



図 I-9-2 生分解性繊維による生長点保護

#### (3) ノリの品種判別法及びそれに用いるプライマー

近年の外国産のノリの輸入拡大に伴い、国内で開発されたノリ養殖品種が国外に持ち出されて養殖され、それらが製品化されて日本に輸入されるなどの問題が危惧されている。そのため、国内のノリ養殖業を保護するために、ノリ養殖品種の種苗登録が促進されている。しかしノリの場合、陸上の農業作物のように外部形態や形質で品種と特定することが難しく、種苗登録を行っても育成者権の保護が困難であるため、客観的で効率的な品種判別技術の開発が求められている。そこで、日本国内で使用されている養殖ノリについて、DNAレベルで判別できるプライマーセット及び簡便な判別手法を開発した。

担当グループ：栽培漁業グループ

共同出願者：水産総合研究センター，福岡県

出願番号：特願2009-291682

出願日：平成21年12月24日

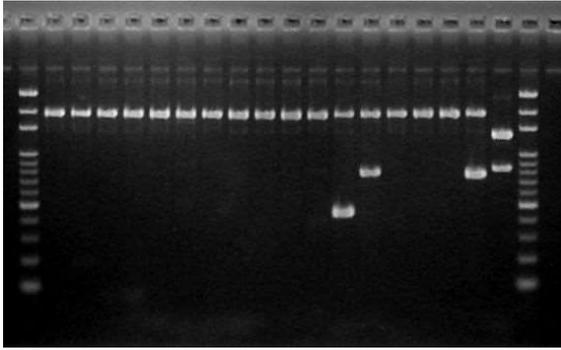


図 I-9-3 ノリ由来DNAの電気泳動

#### (4) 魚類用試薬及びその利用

近年、魚類においても核移植技術等の発生工学的的手法について盛んに研究が行われている。その際、未受精卵や受精卵の活力を維持して保存する技術が必要であった。そこで、水泡眼などの遺伝的に水泡を形成する品種から、水泡内の体液を採取し、それを加工して卵の保存液を調整する方法を開発した。

担当グループ：観賞魚養殖グループ

共同出願者：名古屋大学

出願番号：特願2008-23138

出願日：平成20年2月1日

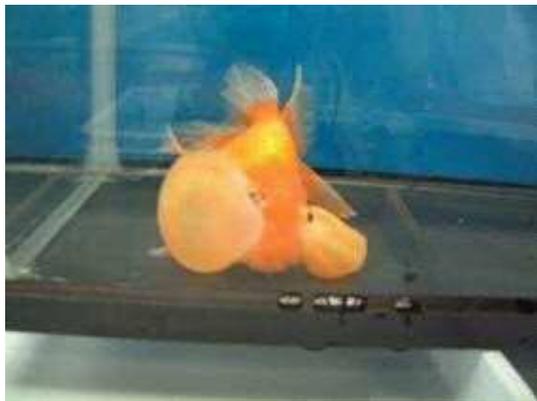


図 I-9-4 体液採取後の水泡眼

#### (5) 培地添加剤及びその利用

キンギョの1品種である水泡眼より採取した水泡内液に処理を加えたものを、ほ乳類細胞の培養液に添加して用いる方法を開発した。添加することにより、細胞の増殖を促進する。

担当グループ：観賞魚養殖グループ

共同出願者：名古屋大学

出願番号：特願2010-276226

出願日：平成22年12月10日

審査請求日：平成25年12月5日

## 2 品種登録

### (1) あゆち黒吉（すさびのり）

本品種は、栄養繁殖性の高さで葉体の高色調性が特徴の品種である。栄養繁殖性が高いことにより、摘採を重ねてもノリ網の芽数が減少しないので漁期中にノリ網を張り替える必要が無く、生産者にとって省コストの品種である。また、育苗期の水温降下の遅滞時ではノリ葉体に障害が発生し、生産の阻害要因になるが、高い栄養繁殖性により新しい健全な葉体が生長するので、高水温時の被害軽減を図ることができる。さらに、ノリの商品価値を決める大きな要因としては、色調の濃さがあげられるが、本品種の高色調性は生産者にとって高い収益性の品種となる。また、栄養塩欠乏時でも比較的高色調を示すので、色落ち被害軽減を図ることができる。

担当グループ：栽培漁業グループ

共同出願者：愛知県漁業協同組合連合会

登録番号：第21776号

出願日：平成21年3月31日

登録日：平成24年4月4日



図 I-9-5 「あちゆ黒吉」の葉体

## (2) あゆち黒誉れ（すさびのり）

本品種は、高水温耐性と葉体の色が濃いことが特徴である。育苗期に水温降下が遅れ、養殖しているのりが高水温にさらされても、のり葉体の変形などの障害が少ない。また、期成長が良いので、摘採開始が早く、1回目摘採の生産量も多い。加えて、高品質なのりの商品の要件となる製品の色が濃いことがあげられ、葉体の色が濃い本品種は生産者にとって高い収益性が得られる。

担当グループ：栽培漁業グループ

共同出願者：愛知県漁業協同組合連合会

登録出願番号：第28699号

出願日：平成25年11月27日



図 I-9-6 「あゆち黒誉れ」の葉体